

令和5年4月27日

保育園  
認定こども園  
小規模保育事業所  
事業所内保育事業所

} 代表者各位

千葉市こども未来局  
幼児教育・保育部幼保運営課長

### 保育所等における常勤保育士及び短時間保育士の定義について（通知）

日ごろより、本市保育行政にご理解・ご協力いただき、感謝申し上げます。

さて、標記につきまして、令和5年4月21日付こども家庭庁成育局長通知（こ成保21）により、下記のとおり短時間勤務の保育士の定義の見直し及び常勤の保育士の定義の明確化について、周知がありましたので、お知らせいたします。

なお、短時間勤務の保育士の取扱いについては、令和3年3月19日付厚生労働省子ども家庭局長通知（子発0319第1号）により、年度当初に待機児童が発生している自治体において一定の要件のもと、「1名の常勤保育士に代えて2名の短時間勤務の保育士を充てても差し支えない」とされておりますが、本市においては、待機児童発生の有無に関わらず、各組・各グループにおける常勤保育士の配置は必須とする取扱いに変更はありませんので、改めてお知らせいたします。

各園においては上記内容を踏まえ、対応に遺漏なきよう、よろしく願いいたします。

### 記

#### 1 常勤の保育士及び短時間勤務の保育士の定義

最低基準における定数上の保育士について、「常勤の保育士」とは、次に掲げる者をいい、「短時間勤務の保育士」とは次のいずれにも該当しない者をいうものとする。

- ① 当該保育所等の就業規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1か月に勤務すべき時間数が120時間以上であるものに限る。）に達している者
- ② 上記以外の者であって、1日6時間以上かつ月20日以上勤務するもの

#### 2 こども家庭庁成育局長通知

##### ・別添1

「保育所等における常勤保育士及び短時間保育士の定義について」  
（令和5年4月21日付けこ成保21 こども家庭庁成育局長通知）

・別添2

「保育所等における短時間勤務の保育士の取扱いについて」【新旧対照表】

(令和3年3月19日付け子発0319 第1号厚生労働省子ども家庭局長通知)の一部改正

・別添3

「保育所等における短時間勤務の保育士の取扱いについて」【改正後全文】

(令和3年3月19日付け子発0319 第1号厚生労働省子ども家庭局長通知)の一部改正

(担当)

千葉県こども未来局幼児教育・保育部  
幼保運営課

助成第二班：043-245-5735

F A X：043-245-5894

E-mail：[unei.CFE@city.chiba.lg.jp](mailto:unei.CFE@city.chiba.lg.jp)